

議会報告

みんなの秩父

発行
日本共産党
秩父市議団



三月定例議会報告

日本共産党 秩父市議団

三月議会定例会は2月27日から3月18日までの20日間の会期で開かれました。議案は市道の認定・変更・廃止、辺地計画策定、指定管理者の指定、条例改正・制定・廃止、26年度各会計補正予算、27年度各会計当初予算、人事案件など市長提出議案が58議案、議員提出の議案修正が2件、議員提出意見書が2件の計62件でした。

議事の主なものとその他についてお知らせいたします。

高齢者に大打撃！介護保険料引き上げ

温水プール・文化体育センター利用料も6月から有料に

介護保険については、3年ごとの保険計画期間を定め、事業運営を進めることとなっており、平成27年度から29年度までの介護保険の保険料について、基準額で15.4%の引き上げが決められました。―別表参照―

私たちは、従来の9段階11階層区分から13段階区分へと多層化したことや、基金取り崩しなどの保険料抑制努力は評価しながらも、低所得者階層の第1段階保険料が29.8%と突出して高くなっていることをはじめ、全体として15%を超える保険料値上げは問題であること。また要支援者からのサービス取り

上げや、要介護度3以下の方の特養入所が出来なくなる恐れがあるなどの問題を指摘し、保険料の値上げに反対しました。

温水プール・文化体育センターの利用料も

65歳以上の高齢者については、従来無料であった両施設の利用料が、今年6月から一般利用者並み料金となります。

「両施設は体育施設であり福祉施設ではないのだから料金徴収は当然だ」などの主張もある中で、私たちは両施設を利用してきている高齢者は、今日社会が求めている健康を維持し「健康寿命」を伸ばすことにより、予防

医療・予防介護の両面で医療費・介護給付費削減に貢献していることは明らかであることから、利用料無料の廃止より優先して利用の促進こそ図るべきであると主張しました。

修正案提出も否決される

その上で一定の受益者負担はやむを得ないとしても一気に一般利用者並みとするのではなく、せめてその半額の児童生徒並み料金とする内容の修正案を提出しましたが私たちと、無党派の2名以外の清流クラブ、公明党、市民の会・所屬議員の反対で修正案は否決されました。

介護保険料 所得段階階層表

従来保険料			新保険料		
段階	保険料額	保険料率	段階	保険料額	保険料率
第1段階	22,460	0.40	第1段階	29,160	0.45
第2段階	22,460	0.40	第2段階	42,120	0.65
第3段階(特例)	36,500	0.65	第3段階	45,360	0.70
第3段階	39,310	0.70	第4段階	55,080	0.85
第4段階(特例)	47,730	0.85	第5段階	64,800	1.00
第4段階	56,160	1.00	第6段階	74,520	1.15
第5段階	64,580	1.15	第7段階	81,000	1.25
第6段階	70,200	1.25	第8段階	102,380	1.58
第7段階	89,850	1.60	第9段階	103,680	1.60
第8段階	101,080	1.80	第10段階	116,640	1.80
第9段階	117,930	2.10	第11段階	136,080	2.10
			第12段階	149,040	2.30
			第13段階	162,000	2.50

ネットニュースにも反響!

「要望は受け付けない」市役所の公式行事に招待しない

この発言は去る12月議会でも、市庁舎・市民会館の建設問題に関連して、市長不信任案を提出した5名の議員に対して、政策推進会議(幹部職員会議)及び1月19日開催の、コミュニティ懇話会(市内82町会の長と市との定期的懇話会)における横井副市長の発言です。

この発言に対して私達は去る2月16日付で抗議と申し入れ文書を提出し、発言の撤回と善処を求めてきましたが何の回答もなく3月議会を迎えました。

頑固に主張を繰り返す副市長

3月議会でもこの問題を取り上げた一般質問に対し副市長は頑なに「不信任案という重い議案が否決されたのだから提出者は責任を取るべきだ」との主張を繰り返しました。更に市長の見解をただした質問に対して市長は「私の考えも副市長とまったく同じだ」と明言しました。

問題の発端は不信任案の提出ですが、議案提出は議員固有の権能であり、議会規則に則って提出され審議されたもので、その提出や結果について何ら責任を問われるものではありません。従って発言は議会及び議員に対する不当な干渉・介入であり、断固許されないものです。

私たちはなぜ不信任案を提出したのか(206号もご参照ください)

※ 年間予算の20%を超える巨額契約を、いかに入札不落の結果とはいえ随意契約とすることに市民の理解が得られない。

※ 入札段階では1千万ずつ2回、2千万しか下がらなかったものが、競争原理の働かない随意契約交渉に入った途端に5億2千2百万円も下がったことは理解し難いこと。

※ これらの審議が十分尽くされず、審議が打ち切られたこと。市民説明会の開催要求に対しても耳を貸さず、不落随契という「禁じ手」が市民や議会の目・耳に触れない形で進められてきたこと。

※ 1万5千筆を超える「市役所・市民会館の建設を考える市民の会」の皆さんの声・署名に對しても一顧だにしないこと。それらの理由により、皆さんの声を尊重する最終手段として不信任決議案を提出しました。

その不信任案は投票により賛成5・反対17という結果で否決されたのですが、事はそれで終わらず、提出に関わった5名の議員に対する報復的措置ともいえる「要望は受け付けない」などの発言となったのです。裏

※ 議会報告「みんなの秩父」の発行費用の一部に政務活動費を使用しています。

市民の要望権・陳情権・請願権はどうなる？

市民要求を行政に届ける当たり前の議員の仕事は？

少々文字が小さくて恐縮ですが左の文書をご覧ください、これは私たちが2月16日に連名で市に提出した「コミュニティ懇話会における発言への抗議と申し入れ」書です。そして下の文書は、日本共産党と市議団が、しんぶん赤旗の取り扱いに関して申し入れた文書です。参考にぜひ目を通して下さる様お願いいたします。

2つの申し入れに対しては、2月16日の提出以来3月9日に一般質問を行うまでの間、何らの連絡も回答もありませんでした。今回の「要望は受け付けない」

発言は、市民の皆さんの市政に対する要望・陳情・請願などにどのように影響するのでしょうか。市民の皆さんの要望を伺い、請願や陳情文書として議会に届け、要望書としてそれぞれの窓口へ届けることは、議員としてのごく当たり前の仕事です。ところがその当たり前の仕事を「受け付けない」と言うのですから、市民の皆さんの基本的な人権である要望権・陳情権・請願権は著しく侵害されます。そして私たち議員の当たり前の仕事もまた大きく阻害されることとなります。こうした事態を許して

おくことは、秩父市議会民主主義の自殺行為に等しいとさえ言えるのではないのでしょうか。

改めて発言を検証する

副市長発言を改めて検証すると、さまざま問題が明らかとなりました。職員「しんぶん赤旗」購読についても政策推進会議で「市長に対する不信任は我々に對する不信任でもある、そうした議員が取り扱う新聞を私は止める、皆さんもよく考えて欲しい」という趣旨の発言をしています。この発言以来職員の組織的購読中止が相継ぎました。この発言は、思想・信条の自由、内心の自由に踏み込んだ基本的な人権を侵害する憲法違反の問題発言です。それも、最初

2015年2月16日

秩父市長 久喜 邦康 様
同副市長 横井 隆幸 様

秩父市議会議員 清野 和彦
同 金崎 昌之
同 齋藤 栄章
同 出浦 章惠
同 山中 進

コミュニティ懇話会における発言への抗議と申し入れ
＝議会及び議員固有の権能に対する不当な干渉介入は許されません＝

去る1月19日に開催されたコミュニティ懇話会の席上、副市長から「12月議会における市長不信任案の提出に関わった5名の議員に対しては、今後市の公式行事への案内は行わない(出席させない)。また今後この5名から提出された要望書等は受け付けない、受け付けたとしても検討・実施・執行などを行わない」との趣旨の発言があったとの情報が寄せられました。私たちは、その情報について真偽を確かめるべく複数の出席していた町会長さんに確認したところ、ほぼ前述の趣旨の発言が確認されました。また、議会に対しても「不信任案提出に関わった5名の議員の責任は問えないのか」との内容の照会があったとも聞き及んでいます。これらの言動は、不信任案提出に関わった5名の議員に対する不当な報復的措置であり、具体的には、以下に示す重大な問題を含んでいます。

1. 不信任案は、議員固有の権能の行使として提出者において提出され、賛同者を得て正式に議案として取り上げられたもので、議会としても、議員としても何ら責任を追及されるようなものではありません。そのことに対して「責任問題」をうんぬんすることは、議会及び議員固有の権能に対する不当な干渉・介入であり、到底許されないものであります。
2. コミュニティ懇話会における発言は、1. に示した権能に対する不当な干渉・介入に加え、市民の要求・要望を市当局に届けるという、まともな議員活動を恣意的に阻害するものであり、市民の請願権、陳情権をも侵害すると同時に、5名の議員の名譽を著しく傷つけるものとして、断じて許されない暴言と言わざるを得ません。

以上のことから、二元代表制の下相互に切磋琢磨し市民生活の向上を図る立場から一連の言動に抗議するとともに、次のことを申し入れます。

記

副市長のかかる言動は、議会及び議員固有の権能及び議員活動に対する不当な干渉・介入であると同時に、市民の請願権・陳情権をも侵害するものであり、市長として是正するべきことと考えます。ただちに、発言を撤回し、その旨各町会長あてに連絡周知を図るよう取り計らうこと。

以上

5名の議員が提出した抗議と申し入れ書



は、「私は今後読みません」といっただけでそれ以上のことは発言していないと言っていたのが、「市長に対する不信任は我々に對する不信任でもある、そうした議員が取り扱う新聞を私は止める、皆さんもよく考えて欲しい」と発言したと変わり、更に「市の公式行事に招待しない、要望は受け付けない」旨の発言をコミュニティ懇話会で発言するつもりだ。とまで政策推進会議で発言していたことが判明しています。

差別のない開かれた議会に

この政策推進会議での発言は、その発言内容があまりにも不適切で、問題があるとの指摘を受け、後刻議事録から削除されていたことも明らかとなりました。

副市長本人は「削除されたことは知らなかった」と弁明していますが、市役所庁舎内会議で問題あ

2015年2月16日

秩父市長 久喜 邦康 様
同副市長 横井 隆幸 様

日本共産党埼玉北部地区委員会
委員長 柴岡 祐真
日本共産党秩父市議会議員団
団長 齋藤 捷栄

市職員の「しんぶん赤旗」購読中止への働きかけに関する申し入れ
＝議員の基本的な人権を侵害、憲法違反の行為は許されません＝

昨年12月26日以降、市職員の「しんぶん赤旗」の組織的購読中止が続出しました。この組織的購読中止問題については思想信条の自由、内心の自由などの憲法問題にも触れるところから、黙過・看過できません。

ご承知の通り「しんぶん赤旗」の購読は、個人の職員との個別の話し合いの中で購読が勧められ、各職員の自由意思で購読されているもので、その購読の動機や購読期間、購読方法はさまざまです。

こうした中、今回組織的に購読中止が働きかけられたことは、以下に示す重大な問題を含んでいます。

1. 職員が政策研究の一助として「しんぶん赤旗」を含め、さまざまな資料を自らの意思で活用し、学習しようとするのは、市民の奉仕者としての意欲を持った、推奨される行為です。また、誰がどのような資料を活用するか、「しんぶん赤旗」をどのような動機で購読するかは、すべて個人の内心の自由、思想・信条の自由を保障した憲法の下での基本的な人権です。従って今回のように「強制はしないが購読については考慮するように」と暗に購読中止を求めようとする言動は、明らかに基本的な人権の侵害に当たります。現に自らの意思で購読していた職員が読み続けられなくなる事態に追い込まれる者も生まれています。
 2. 更に、関連して幹部職員が自らの購読中止意思を示しながら購読継続の意思を問うなどの行為があったとも聞き及んでいます。かかる行為もまた重大であることを指摘しなければなりません。
- 以上のことから、憲法を守り、市民に奉仕すべき市役所内で「自由にもがけない」「不正常的な状況を解消してほしい」という職員の声を反映した職場づくりの立場から、以下のことを申し入れるものです。

記

かかる職権を使った基本的な人権侵害行為は、市長として是正するべきことと考えます。ただちに、職員の内心の自由・基本的な人権を侵害する「しんぶん赤旗」購読中止の働きかけ行為を中止・撤回するよう正してください。

以上

日本共産党の「しんぶん赤旗」に関する申し入れ

日本共産党秩父市議会議員
生活相談はお気軽に
齋藤捷栄 (さいとう かつげ)
TEL (24) 3712
出浦章惠 (いでうら あきえ)
TEL (23) 5515
山中 進 (やまなか すずむ)
TEL (56) 0050
※ 必要に応じ弁護士も紹介します。

りとして議事録から削除された発言を、そのまま庁外会議であるコミュニティ懇話会で発言してはばからない、そうした姿勢こそ大問題であることを指摘しなければなりません。

私たちは今後とも、皆さんの代表として、不当な干渉・介入に対して、議員として毅然とした態度を貫いてまいります。皆さんからのご意見をお寄せください。